

# 「公共調達に係る入札契約制度 に関する報告書」の概要

平成22年6月

山形県

本書は、「山形県公共調達基本条例（平成20年7月県条例第43号）」第4条第2項の規定に基づき、山形県議会に対し、公共調達（県が支出負担行為に基づき行う調達）に係る入札契約制度の運用の状況及び見直しの内容に関する報告を行うことを目的に作成したものです。

なお、本書は2部構成となっており、第1部は、建設工事及び建設工事関連業務委託に関する報告、第2部は、物品及び役務等の調達に関する報告としています。

# 「公共調達に係る入札契約制度に関する報告書」の概要

## 第1部 建設工事及び建設工事関連業務委託関係

### 第1章 入札・契約を取り巻く状況等

#### 1 建設業を巡る環境

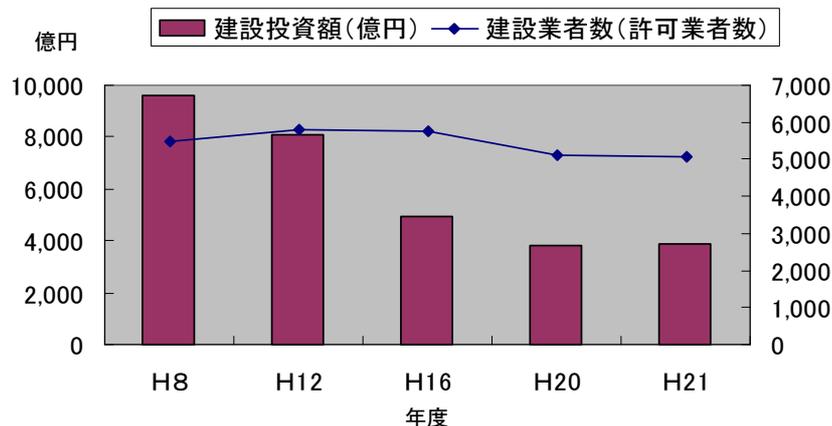
##### (1) 建設投資額の減少 (p. 1)

本県の建設投資(民間・公共)額は、平成8年度をピークに年々減少してきており、平成21年度の額は、平成8年度比で約4割まで減少しているが、平成20年度と比べると若干の増となっている。

##### (2) 建設業者数等の推移 (p. 1～)

建設投資額が落ち込む中であっても、建設業者(建設業許可業者)数の減少割合は小さいため、平成21年度の一業者当たりの建設投資額は、平成8年度比で43.7%にまで落ち込んでいる。

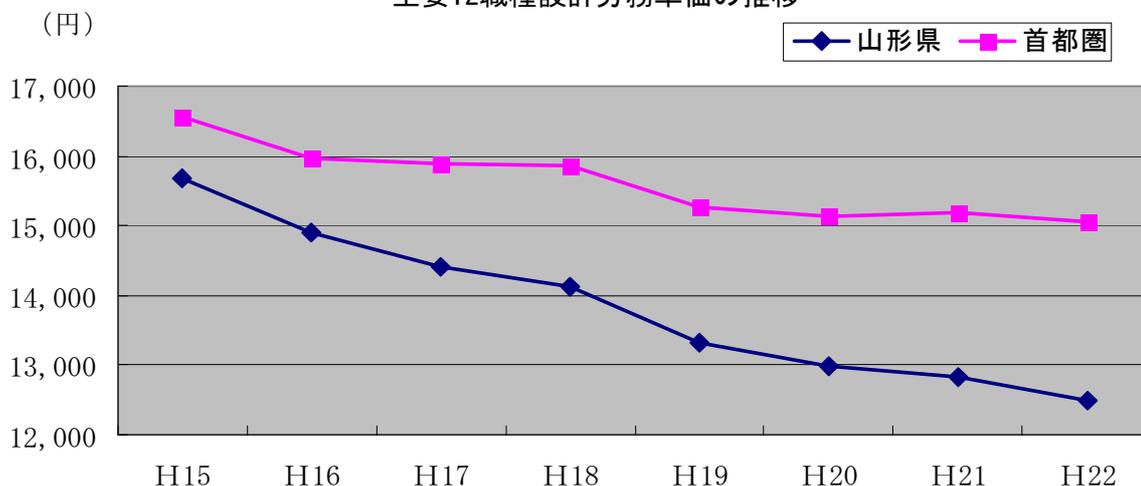
建設投資額と業者数の関係



##### (3) 設計労務単価の低下 (p. 2～)

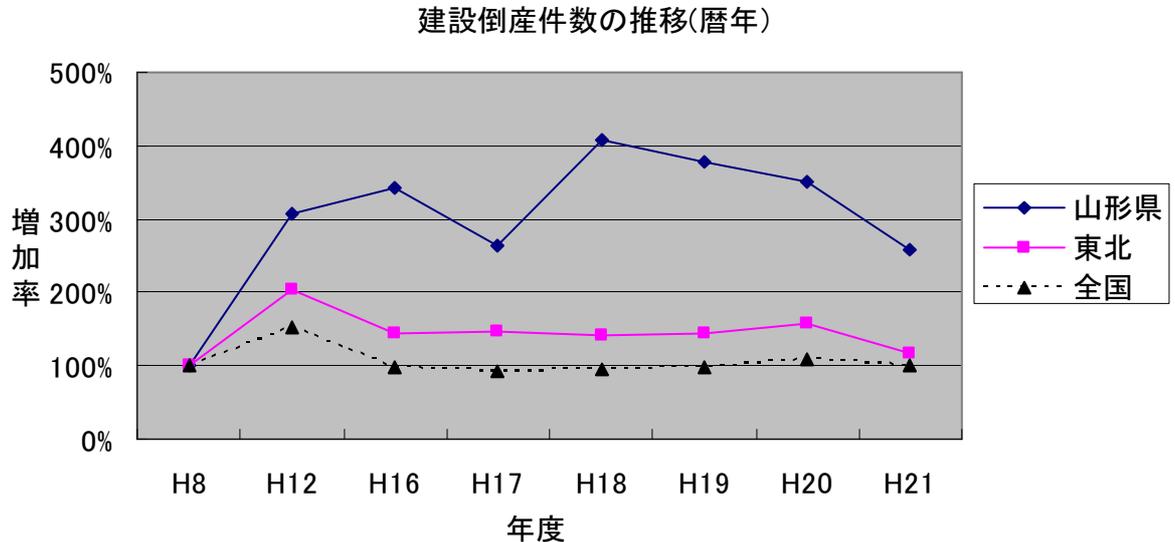
近年の設計労務単価は低下を続けており、現在の単価は、平成15年度と比べ80%にまで落ち込んでいる。また、首都圏との格差も依然として拡大している。

主要12職種設計労務単価の推移



#### (4) 倒産の増加 (p. 3～)

建設業の倒産件数は、全国や東北では平成16年以降、ほぼ同水準となっているのに対し、本県では、平成18年に増加し最近のピークとなっており、その後低下している。しかし、平成8年を基準とした増加率は、全国や東北と比べると依然として高くなっている。



#### 2 建設業者へのアンケート調査の実施 (p. 5)

平成21年度は、建設産業において厳しい経営環境が続いていることから、「建設業の経営状況等に関するアンケート調査」を実施した。主な調査結果をみると、「現在の経営上の問題点」では「利益率の低下」が最も高く、その原因として「競争激化による落札率の低下」があげられている。

#### 3 業界団体との意見交換会の実施 (p. 5)

建設業協会や測量設計業協会など8団体と意見交換を重ね、関係業界が抱える問題点を把握するため、意見と要望の聴き取りを行った。

#### 4 入札・契約制度の概要 (これまでの主な制度改正)

公共調達による品質及び価格の適正な確保等を目的として、「山形県公共調達基本条例」を平成20年7月に制定し、当該条例の基本理念にのっとり、入札・契約制度の改善に取り組んでいる。

これまで、建設工事における一般競争入札や総合評価落札方式の導入、建設工事関連業務委託におけるプロポーザル方式の導入など、平成20年度まで、入札・契約制度の見直し等を行ってきた。

##### (1) 建設工事関係 (p. 5～)

- ①一般競争入札の導入
- ②建設業者の評価ランクの設定
- ③施工実績要件・技術者配置要件の設定

- ④地域要件の設定
- ⑤低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入
- ⑥総合評価落札方式の導入

(2) 建設工事関連業務委託関係 (p. 6～)

- ①指名競争入札の実施
- ②低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入
- ③プロポーザル方式の導入

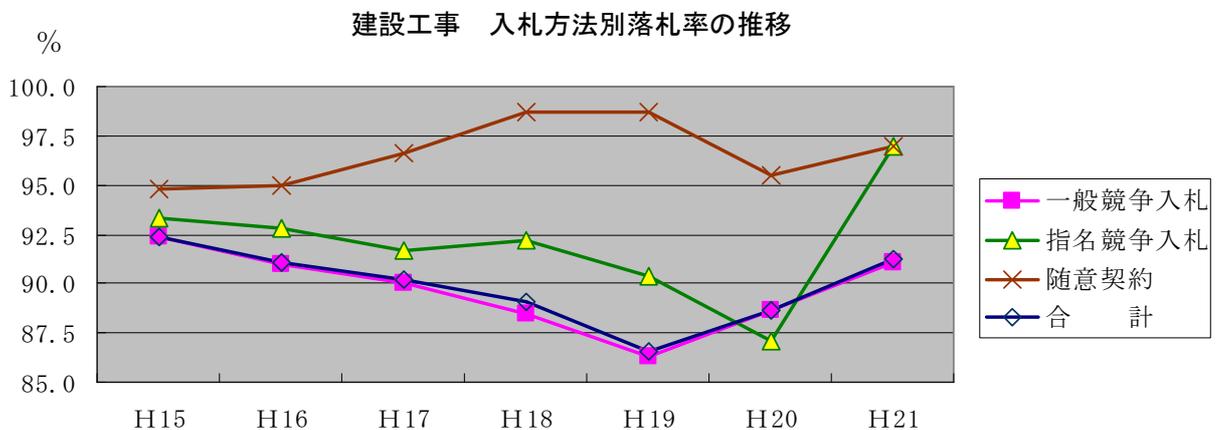
(3) その他 (p. 7)

## 第2章 平成21年度における入札・契約の実施状況

### 1 建設工事関係

(1) 落札率の状況 (p. 10～)

県全体の平均落札率は、91.2%で、前年度と比べて2.6ポイントの増加となった。



(2) 受注率の状況 (p. 12)

県内(本店)業者の受注率をみると、件数ベースで97.2%、当初契約金額ベースで94.3%となっており、前年度と比べ高くなっている。

県内業者の受注率

(単位：%)

入札方法	H20		H21	
	件数	金額	件数	金額
一般競争入札	96.2	92.9	97.3	94.3
指名競争入札	94.4	93.7	100.0	100.0
随意契約	20.0	16.9	71.4	44.8
合計	95.9	92.9	97.2	94.3

### 2 建設工事関連業務委託関係

(1) 落札率の状況 (p. 14～)

県全体の平均落札率は84.1%で、前年度と比べて2.9ポイントの増加となった。

## 平成21年度における建設工事関連業務委託の状況

入札方法	件数	平均落札率	平均評定点
一般競争入札	1(0)	73.5(-)%	85.0(-)
指名競争入札	736(643)	82.5(79.6)%	78.8(78.0)
随意契約	74(67)	94.6(97.1)%	76.9(79.0)
合計	811(710)	84.1(81.2)%	78.7(78.0)

※( )内は平成20年度の数値

### (2) 受注率の状況 (p. 15)

県内(本店)業者の受注率をみると、件数ベースで71.5%、当初契約金額ベースで63.1%となっており、前年度と比べ高くなっている。

#### 県内業者の受注率

(単位：%)

入札方法	H20		H21	
	件数	金額	件数	金額
一般競争入札	—	—	100.0	100.0
指名競争入札	67.5	56.6	70.2	60.0
随意契約	76.1	62.9	83.8	80.0
合計	68.3	57.3	71.5	63.1

## 第3章 平成21年度における改善の取組み

### 1 地域企業の受注機会増大に資する入札契約制度の実施 (p. 17～)

県内経済と地域企業の発展に資するため、「品質」及び「適正な競争」を確保しつつ、地域の景気・雇用に配慮した、建設工事等に係る入札契約制度となるよう、平成21年度において、品質と価格で総合的に優れた者を落札者とする「総合評価落札方式の拡充」や、適正な収益性の確保に配慮した「低入札に対する調査基準価格の引き上げ」など、以下の対策を順次実施した。

- (1) 総合評価落札方式の拡充
- (2) 低入札に対する調査基準価格等の引き上げ
- (3) 一般競争入札における「20者ルール」の見直し・試行
- (4) 予定価格の事後公表の試行拡大と結果の検証
- (5) 地域技術力を増進するための新たな制度の試行
- (6) 共同事業・共同設計事業の創設
- (7) 入札参加要件の見直し

### 2 その他の取組み (p. 26)

入札契約制度の見直しのほか、「山形県電子閲覧システムの運用開始」や「公共調達スキルアッププログラムの策定」などに取組んだ。

### 3 山形県公共調達評議委員会の開催 (p. 27～)

平成21年度は3回の委員会を開催し、「総合評価落札方式の拡充」、「低入札に対する調査基準価格の引き上げ」等について、審議いただいた。

## 第2部 物品及び役務等の調達関係

### 第1章 平成21年度における入札・契約の実施状況

#### 1 物品関係

##### (1) 契約の状況 (p. 45)

予定価格が160万円を超える物品の落札率は、「100%から90%以上」が79.8%を占めるなど、ほぼ前年度と同様の状況となっている。また、調達方法では、競争によるものが、随意契約によるものより落札率が低い状況にある。

#### 物品の件数と落札率分布

(平成21年4月～平成22年3月、単位:件、%)

落札率	合計		100～ 90%以上		90～ 70%以上		70%未満	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
競争によるもの	321	38.2	191	59.5	91	28.3	39	12.2
随意契約によるもの	520	61.8	480	92.3	40	7.7	0	0.0
合計	841	100.0	671	79.8	131	15.6	39	4.6
参考:前年度	389	100.0	311	79.9	61	15.7	17	4.4

#### 2 印刷物関係

##### (1) 契約の状況 (p. 45～)

予定価格が250万円を超える印刷物の契約件数は比較的少ない状況にはあるが、その落札率は、「100%から90%以上」が54.5%となっているなど、物品と比較し、低い状況にある。なお、品質については、完納検査の実施により確保されている。

#### 印刷物の件数と落札率分布

(平成21年4月～平成22年3月、単位:件、%)

落札率	合計		100～ 90%以上		90～ 70%以上		70%未満	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
競争によるもの	8	72.7	3	37.5	2	25.0	3	37.5
随意契約によるもの	3	27.3	3	100.0	0	0.0	0	0.0
合計	11	100.0	6	54.5	2	18.2	3	27.3
参考:前年度	13	100.0	9	69.2	0	0.0	4	30.8

#### 3 業務委託関係

##### (1) 契約の状況 (p. 46～)

予定価格が100万円を超える契約について、1件当たりの金額は、500万円未満が全体の69.3%を占め、比較的少額な業務委託が多い状況となっている。

落札率の状況を見ると、「100%から90%以上」が78.5%となっているなど、物品とほぼ同様の傾向となっている。

契約方法では、12業務を原則条件付一般競争入札としていることから、一般競争入

札が全体の20.1%、指名競争入札が9.2%と、一般競争入札の件数が指名競争入札の件数を上回っている。なお、低入札価格調査制度の適用状況では、3件が調査の対象となり、そのうち1件で次順位者が落札者となった。

### 業務委託の件数と落札率分布

(平成21年4月～平成22年3月、単位:件、%)

調達方法 \ 落札率	合 計		100～ 90%以上		90～ 70%以上		70%未満	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
競争によるもの	276	29.3	155	56.2	64	23.2	57	20.6
随意契約によるもの	666	70.7	584	87.7	64	9.6	18	2.7
合 計	942	100.0	739	78.5	128	13.6	75	7.9
参考:前年度	620	100.0	463	74.7	100	16.1	57	9.2

## 第2章 平成21年度における改善の取組み (p. 48)

「山形県公共調達評議委員会」での審議等を経て、平成21年12月に「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」を決定し、平成22年度より取り組むこととした。

## 第3章 物品及び役務等の調達における入札・契約制度の運用状況

### 1 物品関係 (p. 49)

予定価格が160万円を超える物品について、原則として、条件付一般競争入札による調達を行うほか、160万円以下の物品については、電子調達システムによる一般型の見積合せを実施している。

### 2 印刷物関係 (p. 49)

予定価格が250万円を超える印刷物について、原則として、条件付一般競争入札による調達を行うほか、250万円以下の印刷物については、電子調達システムによる一般型の見積合せを実施している。

また、過度な低価格入札を抑止するため、平成22年度からは予定価格が50万円を超えるもの（WTO案件を除く）を対象に最低制限価格等を設定している。

### 3 業務委託関係

#### (1) 業務委託の種類 (p. 49～)

業務委託については、便宜上、大分類で8種目、小分類で49種目に区分整理しているが、業務内容については、安全・安心の確保がより強く求められるもの、信頼性、継続性が強く求められるものなど、多種多様なものとなっている。

## (2) 契約の方法 (p. 50)

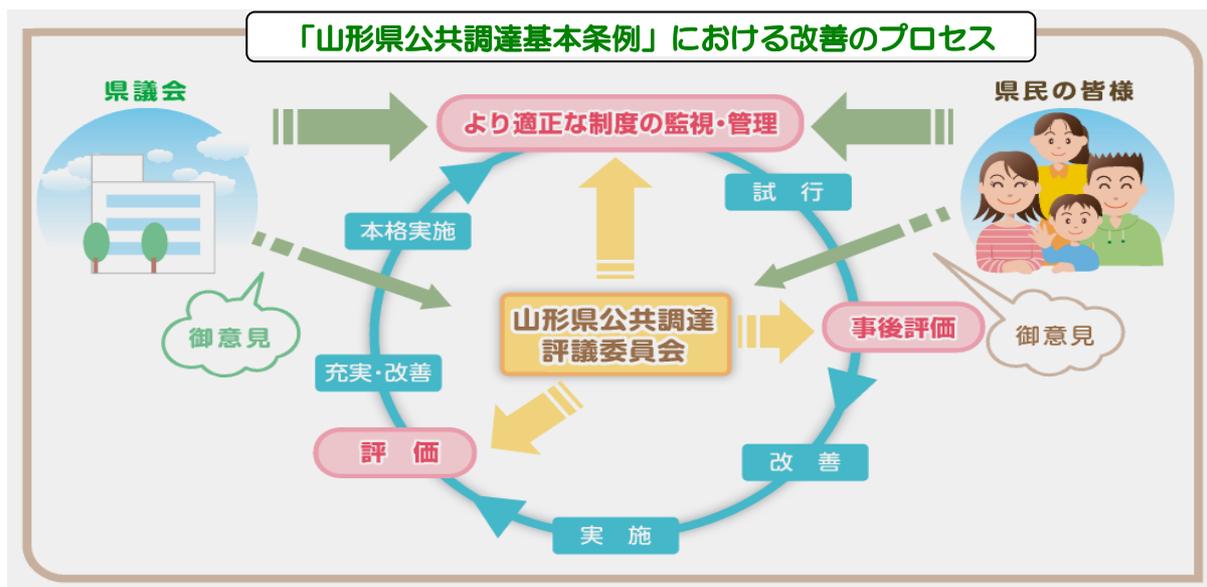
予定価格が100万円を超える業務委託について、原則として、指名競争入札又は一般競争入札としているが、平成20年度からは、大分類「建物等の保守管理運営業務」及び「廃棄物処理業務」のうち12業務については、原則として、条件付一般競争入札により調達することとしている。

また、平成22年度から過度な低価格入札対策を強化し、低入札価格調査制度の適用を、それまでの3業務から13業務に拡大した。

### 資料編

- 1 山形県公共調達基本条例 (p. 53～)
- 2 山形県公共調達評議委員会資料 (p. 56～)
- 3 取組みに関する公表資料 (p. 97～)
- 4 建設業へのアンケート調査の結果 (p. 108～)

《参考》



山形県公共調達基本条例（平成 20 年 7 月 18 日県条例第 4 3 号）の概要

第 1 条	目的	県が調達するものの品質及び価格の適正を確保するとともに、入札契約制度に対する県民の信頼を確保し、もって県民の福祉の向上及び県民経済の健全な発展に寄与する。
第 2 条	定義	公共調達とは、県が支出負担行為に基づき行う(全ての)調達をいう。 ※その他、「建設工事等」、「建設業者等」を定義。
第 3 条	基本理念	①談合その他の不正行為の排除の徹底 ②公正な競争の促進 ③透明性の確保 ④品質及び価格の適正を考慮 ⑤健全な建設業者等の育成が重要であることを踏まえ、建設工事等に係る入札契約制度は、技術のほか、法令の遵守状況、環境保全対策、労働者の安全衛生等に対する取組み並びに地域における社会貢献活動についても、適切に評価し、入札等に適切に反映するように配慮
第 4 条	県における取組	①基本理念を踏まえて、入札契約制度を運用するとともに、不断に見直し改善に努める。 ②毎年度、議会に入札契約制度の運用の状況及び見直しの内容に関する報告を提出するとともに、公表する。 ③市町村等に対し、入札契約制度の改善に関して、必要な情報提供及び助言を行う。
第 5 条	山形県公共調達評議委員会	委員会は諮問に応じ、又は自発的に、入札契約制度の改善に関する重要事項を調査審議し、必要な改善措置を構ずることを求めることができる。

